

電力・ガス取引監視等委員会

第52回料金制度専門会合

1. 日時：令和6年1月10日（水） 15：01～16：02
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、大屋敷委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 では、定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第52回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

本日、松村委員は御欠席です。なお、今回も一般送配電事業者各社にオブザーバーとして御参加いただいております。ただ、北陸電力送配電株式会社様におかれましては、元日に発生いたしました令和6年能登半島地震の対応を最優先としていただくため、本日は御参加いただいております。

なお、各議題の自由討議の中で、北陸電力送配電株式会社の申請内容に関連する御発言、御質問があり、事務局がその場で分かる範囲で回答できない場合には、本会合終了後に事務局から同社に確認を行い、後日、書面で委員の皆様へ御回答することとさせていただきます。

能登半島地震につきましては、北陸電力送配電、それから東北電力ネットワークのみならず、各一般送配電事業者から応援派遣等が行われていると承知しております。今回の一連の地震で被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、復旧作業に尽力されている関係者の皆様に敬意を表したいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。山内でございます。よろしくお願いいたします。

今ほど事務局から御説明ありましたけれども、今回の能登半島地震で被災された皆様に対して、まずは心よりお見舞いを申し上げたいと思います。このような状況でございますので、災害復旧作業を最優先にさせていただくという観点から、北陸電力送配電株式会社に対しての御質問等について、これも御説明ありましたけれども、事務局から御説明があったとおりとさせていただきたいと思います。

それでは、議題に入ります。

本日の議題は2つでございます。まず1つ目は、一般送配電事業者10社の託送供給等約款の変更認可申請に係る「国民の声」に対する見解（案）についてでございます。まず、これを事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3につきまして御説明いたします。

これは、資源エネルギー庁が実施している今回の約款の変更認可申請に係る国民の声について、寄せられた意見の内容を御紹介するとともに、暫定的な見解（案）を整理しているものです。電力・ガス取引監視等委員会において確認、回答すべき意見のみ掲載しておりまして、その他のものについては資源エネルギー庁において回答いただく予定です。

今回、5件の意見を御紹介いたします。

最初の意見は、発電側課金の制度についてということですが、調達期間内の既認定FIT／FIPを発電側課金の対象外とするのは公平性を欠くという御意見をいただいております。

見解（案）に記載しておりますのは、既認定FIT／FIPを発電側課金の対象外とした経緯でありまして、FIT／FIPの買取価格を調整するか、あるいは対象外にするかというようなことを議論した上で、対象外にするという整理になったという経緯を記載しております。

それから、次の御意見ですが、発電側課金の単価についてです。これは資料に関する技術的な内容になりますけれども、今回申請が出てきている単価について、制度設計専門会合で示されてきた試算値と異なりますが、これはどうしてでしょうかという話。それから、消費税等相当額が料金率に10%を掛け合わせたものときっちり一致しない理由は何でしょうか。それから、発電側課金の申請単価が、12月20日の料金制度専門会合の資料と違うのではないかと御指摘がありました。

これにつきまして、まず最初の、制度設計専門会合の試算値と異なる理由ですが、制度設計専門会合の試算値というのは、もともとは、かなり前ですが、昨年の6月

に試算をしまして、その後、割引単価などについても、その試算値に基づいてさらに計算したものです。これは、発電小売間の協議を円滑に進める観点から、早めに分かったほうがいいという御議論もありまして、暫定的なものですという説明をつけた上で示したものであります。ということで、これは今回申請が出されたものとは異なるということになります。

それで、消費税の話ですけれども、今回示している料金率は税込みの数字ですので、消費税等相当額というのは料率に10%をかけたものというよりは、料率から消費税等相当額を引いたものに10%をかけたものを足すと、この料率になるというものであります。

それから、御指摘のあった資料の数字が違うのではないかという点については、事務局で確認しましたがけれども、数字は特に間違っていないのではないかと考えております。

それから、発電側課金の代理回収業務について意見が出てきております。発電側課金につきましては、発電契約者に当たる人、つまり、発電B Gの代表者が発電所を運営する発電者からお金を回収するということになっておりまして、これは代理回収業務となります。御意見としては、これが約款に明確な位置づけがないのではないかという御指摘をいただいていますし、発電契約者と発電者の間の契約のひな形のようなものを含めていないのはよくないのではないかという御指摘もいただいております。

それから、次のページに行きまして、こういう代理で回収するときに、発電者に対する請求額を変更できるのかとか、価格などについてはきっちりと決まった額を請求しなければいけないのかと。あるいは、インボイスの発行者は誰になるのか、送配電事業者になるのかと。それから、未収、不払いが発生したときに誰が回収するのかといった御質問をいただいています。

これにつきましては、一般規定ですので本委員会のマターになるかもしれませんが、回答の考え方ということで御説明いたしますと、こうした代理回収を行う業務につきましては契約の要件であると、契約の要件の箇所に書いてあります。原則、そういう業務を受託していただきますと約款に書かれております。

この業務の性格ですけれども、これは一般送配電事業者と発電事業者の間で取り交わされる契約を代理して締結した上で、発電事業者に請求してお金を受け取って一般送配電事業者に支払うということになっております。かつ、不払いが起こったような場合には、一般送配電事業者が発電者に直接請求をするということにもなります。こうしたことになっておりますので、インボイスは一般送配電事業者から発電者に出されるということであり

ますし、請求額等を発電契約者が勝手に変更するといったことについては想定されていないということでもあります。

ひな形を含めておくべきではないかとか、そのような御指摘がありますが、約款の中に発電契約者と発電者という、送配電事業者以外の方同士で結ばれる契約のひな形が入ってなくても、電気事業法の法律の要件上は問題ないと思いますし、不適切なこととも言えないと。そうした契約のひな形は、それぞれの当事者間で、ある程度の裁量もあり得る話だとは思いますが。ただし先ほど申し上げたとおり、送配と発電者の間の契約を代理して結んでいただくということでもあります。

それで、今回こうした御意見が出てきているということでもありますけれども、実務で関係する小売事業者、あるいは発電事業者からのお問合せに関しましては、これまでも一般送配電事業者も説明会を開催したりしていると承知しておりますが、個別に分からないことがありましたら、一般送配電事業者に問い合わせさせていただいて、丁寧に対応して回答していただくということにしていくべきかなと思っておりまして、丁寧な対応を行うことを求めていますということで回答を書いております。

それから、需要側託送料金のレートメイクについてということで、これは次の議題で御説明しますが、今回、託送料金のレートメイクにおいて、基本料金についてはあまり値下げしていないということであるのですけれども、基本料金のほうも値下げしてほしいというような御意見が出てきております。

これについては次の議題で扱いますので、この「国民の声」を最終的にセットするのは、今回の審査の結果を踏まえて記載したいと思っております。

その上で、次のページですが、今回、料金制度専門会合として、託送料金のほうをいろいろ議論するわけですが、最終的に需要家に請求される電気料金につきましては、託送料金を踏まえて小売電気事業者が設定するわけですが、それは発電事業者との間のいろいろな転嫁分であったり、あるいは需要家のニーズであったり、小売の戦略などいろいろな考えながら設定しますので、今回の託送料金の改定を踏まえて、最終的な電気料金がどうなるか、特に基本料金がどうなるかというのは、一概には言えないと考えております。

最後、5点目の御意見ですが、料金改定影響ということで、この改定による料金の変化のモデルケースを示してほしかったという御意見が出てきております。託送料金だけのモデルケースということではいいですと、前回会合で各事業者から提出された資料の中に、何kWの契約で何kWhを使った場合には幾ら、というようなモデルケースが示されています。

この御意見がもし最終的な電気料金への影響ということであると、先ほど申し上げたとおり、小売電気事業者によっていろいろ影響が変わってきます。総じて、今回の改定によって需要家が小売電気事業者にお支払いいただく電気料金について、変動がすごく大きいとは考えていませんが、若干の変動が生じる可能性がありますということで回答をつくっております。

ということで、途中のレートメイクにつきましては本日の議論を踏まえて修正いたしますけれども、このような考え方で見解をつくっておりますし、この意見については今後の御審議でも参考にしていただければと思っております。

説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、今、事務局から御説明いただきました内容について、御質問、御意見、御発言いただきたいと思います。それで、この会議では発言を御希望の方についてはTeamsの挙手機能で意思表示をしていただければと思います。ということですが、いかがでございましょう。どなたか御発言の御希望はいらっしゃいますか。

国民の声については、ある意味では、かなり細かい点もいろいろ御指摘ありましたけれども、事務局の御説明のとおりだと思いますが、いかがでございましょう。——特によろしいですか。

それでは、事務局の御説明ありましたとおりということで、皆さん、特に大きな御疑問はないということにさせていただこうと思います。

事務局から特にコメントはいいですね。

○鍋島NW事業監視課長 はい。

○山内座長 それでは、本件につきましては特に異論がなかったということで、その旨を本委員会のほうに報告いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に議題2、さっきレートメイクのことでありましたけれども、それも含めて、託送供給等約款の変更認可申請の審査についてであります。これについて、資料4、事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料4について御説明いたします。

まず2ページですけれども、本日の議論内容についてですが、前回の12月20日の専門会合におきましては、審査の方針、審査項目について御整理いただいたということであります。その後、事務局におきまして事業者ヒアリングなども行っていますので、検証内容に

ついて御報告させていただくとともに、これについて御審議いただきたいと考えております。

3 ページ目ですけれども、前回会合でも御報告いたしましたが、沖縄電力から申請された書類に不備がありました。この処理につきましては、本委員会に審議していただいて、その上で、委員会から経済産業大臣に対して意見の一次回答を行いました。その後、経済産業大臣から沖縄電力に対しまして申請内容の補正の求めもされております。それを受けて、沖縄電力からは、昨年12月25日付で補正申請がなされました。その内容が、また経済産業大臣側から電力・ガス取引監視等委員会側に意見の求めという形で来ましたので、本委員会でも改めて検討し、補正の内容について確認するとともに、料金制度専門会合において審査をしてくださいというように整理がされたところです。

次のページ以降は、前回報告した不備の内容と、その補正がどうなったかというところを資料に書いております。もともと不備は a、b、c と 3 点ありまして、5 ページ目のところで、発電側課金の割引対象に配電塔等が含まれていたというものについてはなくなっておりますし、その次の 6 ページで、需要の口数の箇所の数字の記載間違いについては直っております。それから、その次の、販売電力量の単位が 6 乗になっていたのは、3 乗ということで修正されております。

8 ページ目ですけれども、まず、先ほどの配電塔等塔の発電側課金の割引対象が間違っていたというところについては、小数点の桁のもう少し小さいところで数字は変動しましたが、大きな変動はなかったということを確認しています。

それから、数字を間違えていた、単位が間違っていたというのは、バックデータは沖縄電力側で持っていて、それを申請様式に転記するときに間違ったということでもありますので、ほかの申請内容には影響がないということでもあります。というところまで確認しております。

それから、9 ページ以降ですけれども、一般規定につきまして、前回、本専門会合で御報告いたしましたが、その内容について本委員会において審議を行っております。結論といたしまして、一般規定については問題がないと整理されております。その際に、工事費負担金であるとか、接続検討申込み時の調査費用などについても確認して、問題ないと整理されたところです。

10 ページ、11 ページは、本委員会で使った資料を掲載しているものであります。

それから、12 ページですが、これは前回お示し済みの資料になります。需要側託送料金

の申請された平均単価の概要であります。資料は前回お示ししたとおりですが、日本語の文章だけ追記しています。青い囲みの中で書いてありますが、前回口頭でも御説明しましたが、特別高圧だとか高圧のほうが改定率の減少幅が大きくなっております。これは、上位系統の費用の占める割合が大きいためということであります。

その次のページが、発電側課金の課金単価の概要ですが、これは前回お示しした資料のままです。

以降、審査の検証の結果のほうに入っていきます。

まず、費用配賦についてですが、これは需要側託送料金の費用配賦と発電側課金の費用配賦があります。

15ページですけれども、まず費用配賦の全体像です。大まかには前回御説明したことで重なりますので、詳細は割愛しますが、この費用配賦のプロセスにおきましては、次のページですけれども、2：1：1法であるとか、2：1法であるとか、そうした需要の最大電力とか尖頭時最大需要、あるいは発受電等電力量など、そうした数値を用いてその費用を配分していきます。

その配分比率につきましては、18ページですけれども、基本的には、需要想定については今回の規制期間の当初に用いたものをそのまま使っている。需要想定は変えていないということです。その点について確認しております。

19ページですが、最大電力だとか、尖頭時のkW、発受電等量などについても変更はないということを確認しております。

そうした需要想定の数値を用いて、次の20ページですけれども、固定費等々を需要種別に配分していきます。

21ページですけれども、そうした費用配賦におきまして、先ほど申し上げたとおり、需要想定などを使って適切に配分を行っているということを確認しております。

なお、その場合に、期中調整で認められた追加費用はどうするのかというところですが、これについては保留原価という扱いにした上で、適切に配分しているということを確認しております。今回の期中調整の保留原価の関係では、基本的には、需要側に原価が配分されておきまして、発電側に配分されるものはなかったということでもあります。

続きまして、22ページ以降は、発電側課金で回収する額の算定についてということですが、仕組みについては前回御説明をいたしました。

23ページですが、これも一応検証はしておりまして、問題がないということで確認を

ております。上位系統の固定費が一番上の行ですけれども、これに対しまして発電側課金で負担する比率が②のところに出ております。おおむね3割程度となっておりますが、これにつきましては、想定発電kWと想定需要kWという数字が下に出ておりますが、この比率を用いております。既認定のFIT／FIPの部分については想定需要kWに付け加えるということですので、こうやって按分をしますと、発電側の負担比率はおおむね3割程度ということになります。

その次のページですが、そうした発電側に配賦されるもの、それから需要側は上位系統の固定費のみならず、残りのもろもろの費用全てが含まれますが、これを3需要種別に配分すると、この表に掲げられているような配分割合になっていきます。この合計値が収入の見通しと基本的に一致していると。ですから、費用面についてはこのように配分されているということを確認いたしました。

この結果、発電側に配分される費用というのは、全体の1割弱となっております。これがどういう形でそのように配分されているかということについては、次のページ以降で各社別に記載しております。各社別にそれぞれ特徴があります。例えば真ん中の辺りにある可変費であるとか需要家費については、大きい会社、比較的小さい会社、それから、固定費の中でも上位系統の固定費が占める割合が大きい会社、小さい会社といった特色がありますので、最終的に発電側に割り振られる数字についても、各社微妙に異なってくるということであります。

ということで、こうしたフロー図を35ページまでつけております。

続きまして、発電側課金の単価の設定についてです。

36ページは、算定方法でありますけれども、これも前回の会合でお示したところですが、先ほども説明したとおり、発電側課金に配賦した全体の費用をkW原価とkWh原価に1：1で按分按し、kW課金については割引制度がありますので、その割引原資となる割引相当額を合算した上で、kW課金に均等配分するという計算方法をとりますと。下の図に書いてあるようなことでありまして、割り引いている部分を全体で薄く広く負担していただくと。これをkW課金で負担するということになります。

37ページですけれども、この課金単価についてはルールに基づいて適切に算出しているということを確認しております。

2つ目のポツに書いてありますのは、離島の取扱いでありまして、離島については一般的に基幹系統というものがありません。それから、特別高圧という基幹系統よりは低い電

圧ですが、そういう特別高圧系統のある離島、ない離島がありますけれども、そうした離島についてはもともと割引もされていないということで、割引相当額付加単価も上乘せしないというようなことになっております。

ということで、特別高圧系統のある離島、そういうものがない離島ということで単価が計算されております。それぞれの離島にはその単価が適用されることになります。いずれにしても、適切に計算されているということは、事務局において確認いたしました。

次に、38ページですが、発電側課金におきましては割引制度があります。この割引制度につきましては、これまでいろいろな発電側課金の議論の中で決まってきたものでありますけれども、基幹系統という非常に高い電圧の送電線、変電所に与える影響に着目した割引、それから、もっと低い電圧、特別高圧系統に与える影響に着目した割引Bというものが設定されております。この割引の設定状況についても、事務局において確認いたしました。

まず39ページですが、発電側課金の割引Aについてです。割引Aにつきましては、基幹系統ということで、電圧の高い、レベル別に言えば2段階の高い電圧の送電線、変電所などの投資を効率化するかどうか。あるいは、そこを流れる電気の送電ロスを削減する効果があるかどうかということを考えた上で、そうした効果がある電源については、発電側課金を割り引くということにしております。

この割引制度の計算方法とか決定方法ですが、少し細かいですが、この際、御説明をさせていただきます。これは限界送電費用というものを基準に割引対象変電所を決めております。その限界送電費用は、基幹系統の投資効率化効果というものと、送電ロスの削減効果というものの2つを足し合わせたものです。

どのようにその効果を測るかということですが、送電線のネットワークの中に新しい電源を仮に限界的に追加した場合にと書いてありますが、エリア需要の1%相当の電源が仮に建設されてつながったと想定した場合に、送電線の電気の流れがどのように変化して、それが好ましい方向に影響を与える場合には、どれぐらいの費用削減効果があるか、あるいは追加費用がかかるかということをシミュレーションします。

基幹系統の投資効率化効果というのは、送電線の増強費用が増えるか減るか、それから、送電ロスの削減効果というのは、送電線に電気が流れると送電ロスが起きますので、そういう送電ロスが増えるか減るかということで算定します。送電線の建設の際は、標準的な建設費用というものを使って効果、費用を算定しますし、送電ロスについては、一般的な

電気の取引価格を使ってその価値を算定いたします。

次のページですが、このように計算しますということで模式図を書いておりますが、この図でいいますと、Aが、どちらかというとも都会から離れた遠隔地と考えていただいて、Dが都会、下のほうに行くと都会と考えていただければと思います。アルファベットのGと書いてあるのが発電、Lと書いてあるのがロードで需要ということですがけれども、系統全体でいうと、発電と需要は一致しております。

ここに全体の発電合計、あるいは需要合計、どちらでもあれですけれども、1%分追加したとして、この図ですと全部合わせると160ですが、これの1%分を追加してみると、右側の図はAという発電所に1%分、1.6を足したものです。Gのところ、発電側に1.6を足して、LのところはA、B、C、D、それぞれの比率に1%ずつ増やしたとします。その際に流れる電気が、そこに書いてある数字でありまして、この場合ですと、左と右を比べると、線の上を流れている電気の量が増えているということで、Aに発電所をつくると、その分、送電線に流れる電気が増えるということになっています。

下の表を見ていただくと、A発電所のかきは潮流変化というのがプラスとなっております。これが当たり前ではないかと思われるかもしれませんが、その表にD変電所というのがありまして、Dに電源を建てると、むしろマイナスとなっております。つまり、都会などに発電所を建てると、その都会のD変電所の周辺で電気がつくられて消費されていくので、ほかから流れてくる電気の量はむしろ減るということになります。ですから、この場合ですと、D変電所に電源をつくったほうがいいということになります。

その次のページが、よりイメージ図を描いたもので、空き容量が十分にあるような地域に建てると、いろいろ投資が節約されます。あるいは、需要地に近いところに電源を建てると、送電ロスが減りますということで、こういうところを割り引いていくということがあります。

そういう方法で割引Aを計算していきますと、次のページですが、エリア別に説明していきますと、北海道ですと、全体的に電気は本州側に流れていきます。それから、需要が多いのは道南であったり道央ということでありまして、発電所をつくるならば、道南、函館の近辺であるとか札幌につくったほうが送電費用は少ないということになります。

次は、東北電力ネットワークのエリアですけれども、こちらも電気が全体的に北のほうから関東方面に流れていっているということで、発電所をつくるのであれば、南部のほうにつくったほうが、送電線の増強費用であるとか送電ロスを考えると好都合であるという

ことで、そちらのほうが割引率が高いということになります。

続きまして、東京ですけれども、こちらは少し状況が変わっておりまして、東京の場合ですと、東京湾岸に電源がたくさんあります。したがって、千葉だとか東京の近辺でも湾岸側に建てますと、電源がたくさんあるところにさらに電源が追加されることになります。割引がされるのは、むしろ北関東であったり多摩地方であったりということになります。東京の中でも局所的に、例えば世田谷であるとか、水道橋であるとか、その辺りは割引がされるということになります。

次のページは、中部のエリアですが、こちらでも東京に似ておりまして、電源が伊勢湾の名古屋の近くにたくさんあります。したがって、そうしたところに近い箇所においては、限界送電費用がむしろ高くなる。それから、グラフの右側に松本とか出ていますが、長野も需要地から離れているので、そちらに電源を建設すると、送電ロスが大きくなるということでありまして。名古屋市内の本当に中心部のようなところに電源をつくると、むしろ潮流改善効果があるということになります。

その次の北陸ですが、北陸については、全体的に電源と需要がバランスしているということで、極端に割引があるところはないということになります。

次に、関西ですが、関西は、まず右側のほうの黒部であるとかそういうところに関西電力が水力発電所を持っていますけれども、そちらの近くに電源を追加した場合は、送電ロスが大きくなるなどの理由によって、限界送電費用が高くなります。それが平均値を押し上げておりますが、大阪府の中心部になりますと需要地ですので、ここに追加すると潮流改善効果があるか、限界送電費用が非常に低いということになります。

続きまして、中国電力ネットワークですが、中国電力ネットワークについては、東北と同じように、電気の大まかの流れの向きがありまして、西から東に流れていくということで、山口側につくるよりは、岡山側につくったほうが送電費用が小さいということになっています。ただ、広島市の中心部などですと送電費用が小さいということになります。

続きまして、四国電力送配電ですが、こちらは本四連系線などがある香川県であるとか徳島県のほうは送電費用が比較的小さくなっておりまして、高知県などは水力発電所も多いということもありまして、送電費用が高いという傾向があります。

それから、九州につきましては、需要地が大体北のほうにあるということで、福岡県などでは割引が適用されるけれども、宮崎県であるとか鹿児島県は送電費用が高いという計算結果になります。

沖縄ですけれども、沖縄は沖縄本島の南部に需要地があり、中部辺りに電源が集中しているということがありまして、中部、北部については送電費用が高いということになっております。ということが割引Aです。

それから、割引Bは、特別高圧系統の投資を効率化する電源かどうかということで割引額が決まります。割引B－1というのが、代表的な断面ということなので、春とか秋の低需要期に、特別高圧に対して逆潮しない、かつ、配電用変電所でも逆潮流しないといううなとき。それから、B－2は、配電用変電所では逆潮流が生じていないのだけれども、ほかの変電所から電気が流れ込むなりして、特別高圧系統では逆潮していますというような場合ということになります。

次の北海道ですけれども、北海道の場合ですと、札幌とか旭川については、配電用の小さな変電所でも逆潮が行われてわれない、要するに、そこは需要が大きくて、太陽光発電所などもそれほどないということで、逆潮もしていないし、その付近も比較的逆潮が少ないので、特別高圧も逆潮していないということで、割引B－1が適用されると。ここの青のところは、需要がそこそこあるので、配電用変電所では逆潮までは至っていないということで、割引B－2が適用される。黒丸については、太陽光であったり風力であったりといった逆潮があるので、再エネが多いということもあり、逆潮されるので割引なしということになります。これが北海道の状況です。

次は東北ですけれども、東北については、683か所中、半分ぐらいのところ、363+23で386については割引が適用されまして、これらの変電所では逆潮はされていないので割引があると。ただ、一つ一つの変電所では逆潮はないのだけれども、いろいろ流れ込んで、結局、特別高圧には逆潮されているというケースが多いので、ごくわずかの、仙台市中心部であるとか新潟の一部の変電所のみが割引B－1になります。

続いて、東京ですが、東京は、今度は全体のうちのかなりの部分が割引B－1が適用されます。これは、結局、大都市圏がありますので、東京の都心などに電源をつくと割引B－1対象ということになります。北関東などですと割引なしというようなことになります。

次は中部ですが、中部も東京に似てはいますけれども、名古屋、静岡などについては割引が適用されて、しかも、名古屋などは大都市圏ですので、中心部においては割引B－1が適用されると。三重であるとか長野については割引なしの変電所が多いということになります。

次は北陸ですが、北陸は全体的に需給がバランスしているということもあって、割引B－1という大幅割引のものはありませんけれども、割引B－2についてはかなりの数のものが適用されております。気候の影響などで太陽光が少ないなど、いろいろ事情はあると思います。

それから、関西ですけれども、こちらも大阪を中心に大都市圏ですので割引がされています。大阪は、北部については特別高圧への逆潮もないということで割引B－1、南部については割引B－2の地域が多くなっております。

続いて、中国ですけれども、中国については、割引なしの変電所が多いですが、山陽の広島とか岡山の周辺について割引制度が適用されるところがあります。ただ、割引B－1については広島の中心部などの一部の変電所に限られます。

続いて、四国ですけれども、こちらは割引B－1はなくて、単に逆潮が起こっていないという変電所についての割引のB－2が全体の3割程度ということになります。

続いて、九州ですが、こちらは割引のない発電所が多いのですけれども、割引がされる変電所は県庁所在地であるということになります。福岡、北九州など、大きな都市の中心部においては割引B－1が適用されます。

それから、沖縄ですけれども、沖縄については、北部のやんばるの辺りは割引なしということですが、那覇のような需要が集中しているところは割引があるということになります。

このように、それぞれの地域ごとに割引制度はいろいろと特徴があります。これらの割引を計算するに当たっては、基本的には供給計画の第5年度をベースに試算をしております。今後の需要、それから発電所の建設状況などによって、こうした電気の流れは変わるわけですけれども、新規に建設された電源の割引については、その次の規制期間まで割引が適用されるというルールになっております。

ということでそれぞれ割引がされますが、それを踏まえて割引の単価とか量については適切に計算されるということを確認しております。割引の幅につきましては、これまで制度設計専門会合であるとかそういったところで決められたルール、割引Aであれば基幹系統の固定費の効果を着目して割引額を決めるとか、割引Bであれば特別高圧の固定費に着目して決めるとか、そのようなルールがありますが、それに基づいて計算しているということは確認しております。

続いて、需要側託送料金のレートメイクについてです。

まず、需要側託送料金のレートマークについては、いろいろな計算には需要想定等を使うことになります。そうしたことで、それぞれの電圧ごとの総合単価というものを決めた上で、基本料金の回収比率については特段ルールがなく、各事業者において設定するということになります。

次のページですけれども、こうしたことで、単価を適切に設定しているということは確認いたしました。今回、基本料金の回収比率比が高くなっているということについては、前回会合において各事業者から説明があったところであります。

次のページですが、収入の見通しを上回らないことの確認ということです。

まず、今まで縷々御説明してきておりますけれども、そうした計算を踏まえて、各需要種別の単価というものが設定されます。この単価と想定需要を掛け合わせると、想定収入というものが出てきますけれども、この想定収入が収入の見通し、要するに費用見通しを上回っていないということを確認するというのが、法令上定められた重要な審査ポイントになります。

次のページですけれども、これについても、計算の問題ですが、各社の数字が法令の要件を満たしている、要するに、想定収入の合計が収入の見通しを上回らないことを確認しています。これは、2024年から2027年についてもそうですし、2023年度を含む想定収入でも上回らないということを確認しております。

次のページが残りの5社ということです。

それで、審査結果及び今後の対応方針ということです。

事務局の検証について、問題ないということでありましたら、このような方向で本委員会に報告したいというものがこのページです。

各事業者の申請内容につきまして、発電側及び需要側への費用配賦、発電側課金単価の設定、需要側託送料金のレートマークにつきまして、料金算定規則等を踏まえた対応が適切になされていて、電気事業法における審査の観点、法律上の要件に照らして妥当であり、問題がないという検証結果であるということで、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会のほうに報告できればと考えております。

説明がちょっと長くなりましたけれども、以上となります。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上の御説明について、皆さんから御質問、あるいは御発言をいただきたいと思えます。先ほどと同じように、Teamsの挙手機能で発言御希望をこちらにお知らせい

いただきましたら、こちらから指名させていただきます。どなたかいらっしゃいますでしょうか。大体の項目について事務局で確認していただいてということですね。それについてコメントがあれば御発言願いますが、いかがでしょうか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 河野でございます。御説明ありがとうございました。

今回の発電側課金の導入と期中調整に係る約款変更というのは、電気料金を支払う一般消費者にとってみますと、なかなか複雑で分かりにくい、専門性の高い御判断だったと思っておりますが、今御説明いただいたように、審査結果に関しましては、対象の各項目について具体例を用いて丁寧な御説明をいただきまして、結果については、最後のページに書いてくださっているように、私自身は異存なく、電取委に御報告をいただければと思っております。

その上で、消費者からのお願いなのですが、例えば、昨年の電気料金の値上げのような、報道機関を含めて大きく社会問題というか、社会で耳目を集めるような状況であれば、情報もしっかりと届くのですけれども、今回のような、制度の中では重要な、特に今後、レベニューキャップ制度がスタートして改めてというところで、とても重要なルールだと思いますので、今回の結果を電力・ガス取引監視等委員会様のホームページ、またエネ庁様のホームページ等で、階層は下になると思いますけれども、どんな変更が行われたのか、どのように審査されたのかということが、少なくとも知りたい方には分かるような形で、情報をオープンにしていいただければと思っています。

電取委様のホームページには、レベニューキャップ制度について物すごく詳しい説明がありますし、少なくとも消費者としては何か疑問を持ったときに、そういったページでしっかりと理解につながる情報をいただければ思っていたところです。

すみません、感想に近いところなのですが、以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御意見の御希望はいらっしゃいますか。オブザーバーの原さん、どうぞ御発言ください。

○原オブザーバー 原でございます。御報告ありがとうございます。

今回の審査報告、結果につきましては、特に異議はございませんけれども、1点気になったところが、発電側課金の割引エリアの適用についてです。最終的に一般需要家の料金

に反映してくると思うのですけれども、そちらの割引率の高いところ、低いところによってどれぐらいの差が出てくるのかなと。もし差が出てくるようであれば、その辺りの説明も一般需要家、消費者のほうにしっかりと説明していただくとか、割引の内容、託送料金全体のことでありますけれども、しっかりとした説明がなされることを望んでおります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

ほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。よろしゅうございますかね。

それでは、今、お二方から、基本的には情報の開示といいますか情報の説明について御指摘がございました。事務局から御回答をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございます。まず、河野委員から御指摘のありました、分かりやすい周知というところにつきましては、ホームページで資料もこれまで紹介しているところですが、さらに充実させていきたいと思っております。特に発電側課金であるとか、料金改定が分かりやすく伝わるように工夫をしていきたいと考えております。

それから、原オプザーバーから御指摘のあった、割引エリアの適用がどのように料金に影響してくるのかというところですが、まず、小売電気事業者がどの発電所から電気を調達してくるかというところで、割引が適用されるかどうかというものも変わってきますので、最終的な仕上がりがどのように最終的な料金に影響されるかというのは一概には言えない、一般論としてはそうなります。

一方で、発電側課金の割引のインパクトが全体の電気料金にどの程度の影響を与えるかということですが、まず、全体の電気料金に占める託送料金の比率というのは3割程度ということでありまして、3割程度のうちで発電側課金の対象となる費用部分、上位系統の固定費というのは1割弱と先ほど申し上げたところです。ですから、全体の電気代の経費からすると3%程度。それをさらにkW課金で1：1で配分すると1.5%弱ということになりまして、非常に極端なケースで、全て割引がされますというような発電所から電気を調達すると、1.5%部分がなくなりますし、逆に、そういう割引がなかったら、それによって電気代が上がるというわけではありませんけれども、その分、特に割引付加単価というか、割引がなかったということで付加単価分が上がるということで、0.15%程度影響が出るというようなことはあり得るかもしれませんが、全体としてはそういうイン

パクトでありまして、月々の電気代が例えば8,000円ということであつたらしたら、その影響額というのは数十円程度、もっと少ないのかなとは思います。

ということでありますけれども、発電事業者にとっては一定の費用上のインパクトがあることなので、制度導入によって最適なところに立地していただくという意味では大きな制度だと思いますが、需要家に最終的に与えるインパクトということであると、その程度だとは理解しています。

そういうところについても、前回会合でお示した資料の中には、数十円程度の変動ではないかというようなことを書いておりますけれども、先ほど河野委員から御指摘のあった点も含めて、改めて事務局のホームページなどでは、あるいは説明していきたいと考えております。

○山内座長 ありがとうございました。情報の皆さんへの開示というのは非常に重要な話でありまして、よろしゅうございますか。

○原オブザーバー 御説明ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

全体を通じて、ほかに何か御発言ございますか。

よろしければ、この託送供給等約款の変更認可申請についても、特に大きな異論、あるいは修正の御指摘はございませんでしたので、この内容で本委員会のほうに御報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定していた議事は以上ということになります。この先の議事進行は事務局でお願いしたいと思います。

○鍋島NW事業監視課長 山内座長、ありがとうございます。また、委員、オブザーバーの皆様もありがとうございます。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局から御連絡いたします。

それでは、第52回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——